

～武藏野市自治基本条例を学びに行こう～

つなぐおもい つくるみらい



武蔵野市ワークショップ会場

武蔵野市自治基本条例ってなに? 自分にできることを見つけよう!

あなたは「武蔵野市自治基本条例」を知っていますか?

今回は、武蔵野市のまちづくりのルールとして
新たに制定されたこの条例について、
ワークショップを通して学び、意見交換をしていきます。
自分たちのまちを、自分たちでつくっていくために。
あなたもぜひ、一緒に学び、考えてみましょう!



ファシリテーター
しのはらさん

みなさん、本日はワークショップにご参加いた
だき、ありがとうございます。さっそくですが、
一人ずつ自己紹介をお願いします!

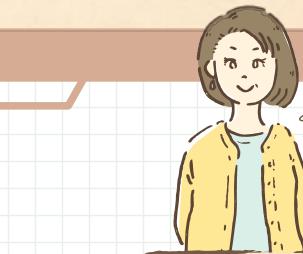
こんにちは!今日はよ
しくお願いします!

こんにちは。初対面の人
ばかりで緊張するな…

むーくん
運動大好きな元気いっぱい
の小学5年生。

さっちゃん

むーくんのおねえちゃんで、
しっかり者の中学2年生。



「おめでとうございます。武蔵
野市の好きなところは、みんなが優しいところです。



「こーじ」です。武蔵野市
には住んで間もないですが、交通の便が良いと感
じています。

ではこれから、自治基本条例について
学んでいきましょう。



「はかせ」と申します。
武蔵野市の好きなところは、緑が多いところです。

みんなのことを知って
少し緊張がほぐれた!



ひとことメモ

ワークショップ

ワークショップとは、参加者の主体性に重きを置くことで積極的な意見交換を目指す、体験型の講座やグループ学習などのことをいいます。武蔵野市では、計画策定の過程などにおいて、特定のテーマで参加者を募集して開催しています。

やってみよう!

あなたも参加者です。

自己紹介を書いてみましょう。



自治基本条例ってなに？

□ 自治

=

自分たちのまちのことは、自分たちが責任をもって決めていくということ。



国や都にすべてをまかせるのではなく、

市ができるることを自分たちで考えてしていくこと。

(例) 市民参加でつくる長期計画、市民による防災活動や環境美化活動 など

□ 自治
基本条例

=

地域の課題解決やまちづくりにおける、基本的なルール。

市民、議会、市長の役割や対応方法の決め方などが示されている。

「自治体の憲法」と呼ばれることがある。



ふむふむ、なるほどー



意外と身近なところに
「自治」ってありそうだね。

例えば

市の職員や市議会議員など、そ
れぞれの役割をはっきりさせて、
話し合いをスムーズに進めるた
めじゃないかしら?

やってみよう!

なぜ自治基本条例が定められるのか、目的を考え
てみましょう。



例えば

我々地域住民の権利を示
すことで、住民がまちづく
りに参加しやすくなること
が考えられますな。



例えば

将来に向けてまちづくりの
ルールを引き継いでいく
ためじゃないかな!

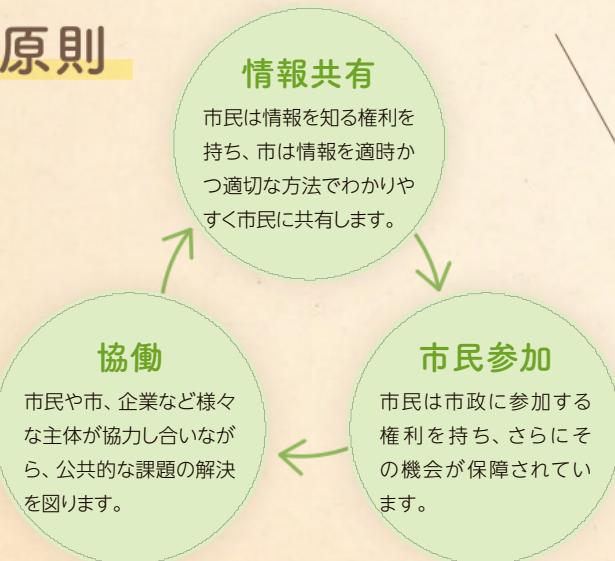


その調子です!自治基本条例は、みんな
が過ごしやすいまちをつくっていくため
に必要な決まりを示しています。次は、
いよいよ「武蔵野市自治基本条例」につ
いて見ていきましょう。

武蔵野市自治基本条例のポイント!

武蔵野市自治基本条例は、
市民がもっとまちづくりに参加できるように、
市政運営に関する、基本的なルールを定めたものです。

基本原則



計画に基づく市政運営

長期計画をはじめとする「計画に基づく市政運営」を大前提として、「情報共有」「市民参加」「協働」のサイクルを回していくことが、自治の推進につながります。これら4つの項目を自治の基本原則とします。

市民
自治の主体



市民の役割

自治の主体であることを自覚して行動し、自分のことだけでなく、まわりの人の自由や人権を大切にします。

市長等
執行機関



市長の責務

武蔵野市の代表として、公正・誠実に市政を運営します。また、市民の意見を把握して市政に反映させます。

それぞれの役割

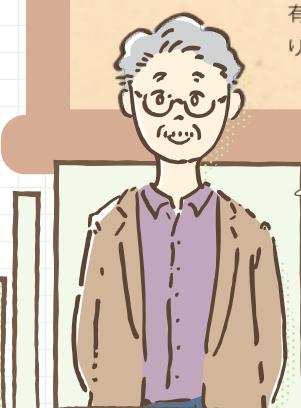
議会

意思決定機関・議事機関



議会の責務

市民の代表として市民の声を聞き、市民の意見を市政に活かします。また、市長の働きをチェックし、評価します。



情報を知る権利や市民参加の権利、機会の保障が明記されているのは、市民参加の土台を築くうえで、重要な点ですな。



市民には「役割」という言葉が使われているね。

良いところに気が付きましたね。自治基本条例では市民の「自由、自発性・主体性」を大切にしたいという思いから、「責務」ではなく「役割」という言葉を使っています。



第15条

市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、
その内容及び性質に応じ、**適時に、かつ、適切な方法**(中略)により、
市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

今度は武蔵野市自治基本条例の「条項」を見てみましょう。第15条では、市民参加をどのように取り入れていくのかを示しています。この中で武蔵野市では初めて、「意見交換会」と「パブリックコメント」のルールが明確になりました。

意見交換会では、市の職員や委員などと直接意見交換ができ、パブリックコメントでは、期間内であればいつでも自由に意見を届けることができますね。

やってみよう!

市民参加の機会には、具体的にどのような方法が考えられるでしょうか?

例えば

市が行っているアンケートに答える、とかかな?

例えば

いいね! 今やっているワークショップも市民参加の手法のひとつなんだって。他にも、市の重要なことに対して住民が署名を集めることで、住民投票が行われる場合もあるよ。

ひとことメモ パブリックコメント

パブリックコメントとは、市が行う政策などの案やそれに関する資料を公表して、市民の意見を集める方法です。市は提出された意見を参考に政策を決定するとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表します。

第32条

市は、(中略) **戦争の悲惨さ及び平和の尊さ**を次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、(中略)世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

第二次世界大戦中の武蔵野市には、中島飛行機武蔵製作所という軍需工場があったことは知っているかな? そこは、たびたび敵軍の爆撃の対象になり、多くの犠牲者が出たのです。



武蔵野を空襲するB29爆撃機
(米国議会図書館所蔵)

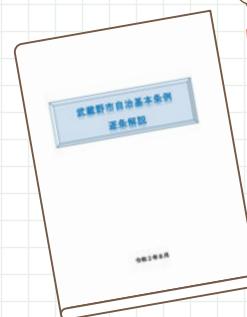
自治基本条例にこのような条項を章立てして置くことはめずらしく、武蔵野市は今後も平和を大切にしていくという意思を示しています。

ひとことメモ 中島飛行機 武蔵製作所

第二次世界大戦当時、今の都立武蔵野中央公園付近には、零式戦闘機(ゼロ戦)のエンジンをつくっていた、中島飛行機の工場がありました。

中島飛行機のことは学校で習ったことがあるよ。ここに爆弾が落とされていたなんてとても想像できないけど、その事実を私たちも語り継いでいくことが大切なんだね。

少しずつ自分にできそうなことが見えてきたみたいですね。その調子で理解を深めていきましょう!



◆武蔵野市自治基本条例
著者解説
各条項のくわしい解説がのっています。

えいえいおー!!





武蔵野市 市民自治のこれまで



武蔵野市自治基本条例のことはわかつてきただけど、ちゃんとこの条例を活かしていけるのか不安だな…



たしかにそうね。でも武蔵野市の市民自治の歴史は今に始まったことじゃないのよ。



実は武蔵野市はこれまで、積極的な市民自治の取り組みを進めてきました。

昭和46(1971)年

武蔵野市基本構想・第一期長期計画を定める時に、武蔵野市は他の自治体に先駆けて、市民参加を取り入れていました。

昭和51(1976)年

戦後間もなく、町内会が廃止。代わりに市民によって運営される独自の自治組織（コミュニティセンター）が誕生しました。

ひとことメモ

武蔵野市方式

武蔵野市基本構想・第一期長期計画は市民参加、議員参加、職員参加によって策定されました。このやり方は「武蔵野市方式」と呼ばれ、現在でも受け継がれており、市民参加の基盤ともなっています。

武蔵野市自治基本条例ができるまで

- 平成28(2016)年11月 武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会を設置。

学識経験者、市民公募委員、副市長、市議会議員で構成されました。これからの武蔵野市にふさわしい自治のあり方を追求し、22回にわたって議論がなされました。



- 平成30(2018)年2月 市民意見交換会を実施。

懇談会委員と市民のみなさんとの意見交換会を行いました。38名の市民が参加し、条例の全体のとらえ方から、一語一句の細部にいたるまで、様々な意見が述べられました。同時期にパブリックコメントも実施されました。



- 平成30(2018)年3月 市民ワークショップを実施。

18歳以上の市民の中から無作為抽出により約50名のみなさんが参加し、2日に分けて行われました。5~6人のグループになり、懇談会で作成された条例の骨子案素案（条例の骨組みとなる案）について意見をまとめました。



- 平成30(2018)年10月 懇談会から市長に骨子案を提出。

- 令和元(2019)年9月 条例素案に関するパブリックコメントを実施。

- 令和2(2020)年3月 市議会の本会議にて条例案が可決。

- 令和2(2020)年4月 武蔵野市自治基本条例が施行。

武蔵野市の自治の仕組みは市の職員や市議会議員だけでつくっているのではないんだね。

市民自治は市政に参加することだけでなく、様々な市民同士での地域活動なども含まれているんだ。

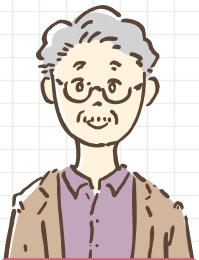
武蔵野市では、いろいろなところで市民が、まちづくりの担い手となってくれています。





みんなの活動について聞かせてください!

※令和2(2020)年12月時点の取材に基づく内容です。



吉祥寺東
コミュニティセンター
はかせさん

受け継いでいく地域活動

吉祥寺東コミュニティセンター(協議会)が設立された吉祥寺駅周辺は、昔から住民の自治意識が高く、市民運動が展開されてきた歴史があります。現在、私たちは地域についてみんなで学ぶ「つどい」の開催や、情報紙の発行に力を入れていますが、これらの活動は開館当初から今まで脈々と受け継がれてきたもの。自治基本条例が施行され、今まで武蔵野市民が築いてきたものの裏付けができるように感じています。これからも市の職員・議員と共に、地域課題の解決・改善のために活動していきたいですね。



むさしの・こども
エコフォーラム
おかげさん

子どもも大人も楽しめる活動を

私たちは、市民活動として市内の子どもたちに、環境、生物、科学などについて教えています。地域こども館「あそべえ」では、工作などを教えながら、身近にある科学を体験してもらっています。また、学校への出前授業では、専門の先生に本物のオオタカを連れてきてもらうなど、子どもたちが体験しながら楽しく学べるよう工夫しています。将来、関心をもつ人がもっと増えると良いなと思いつつ、楽しく活動しています。今後は、学生や働いている方など、様々な方に活躍してもらえる仕組みをつくっていきたいですね。



成蹊大学
学生ボランティア本部 Uni.
こーじさん

学生でもできることから

私たちは、井の頭公園での清掃活動、地域コミュニティでの子どもたちへの読み聞かせ、商店街やコミュニティセンターの祭りの運営など、様々なボランティア活動をしています。現在の在籍者数は約350名。ほとんどのメンバーはボランティア初心者です。「Uni.」では、ボランティアの楽しさをより多くの人に知ってもらいたいという思いから、身近な地域で活動の幅を広げてきました。地域の方々は、学生の私たちをあたたかく迎え入れてくれ、とてもありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願いします!



やってみよう!

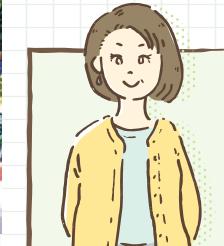
あなたのまわりでもたくさんの市民の方が活動を行っています。知っている活動を共有してみましょう。



えー、みなさんそんな活動をしていたの!?



あなたたちにもできることがきっと見つかるわ!



ここまで、「武蔵野市自治基本条例」についてみなさんで学んできました。最後に、みんなの自分にできること、やってみたいことをポスターに書いてまとめてみましょう!



地域の課題をいち早く見つけ、市に積極的に意見を届け!
「アーバンを巻き込んで、まちに思いをこす。」はやせ

未来を担うみなさとに
市民活動のすばらしさを伝えていきたいです。
これから新たな活動の発起人が生まれたら
とってもステキ!

おかめ

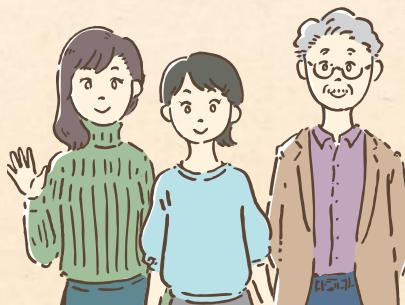
武蔵野市自治基本条例のことはよく知らなかつたけど、
これからは市民参加の機会を活かしていきたい!
こーじ

つなぐおもい つくるみらい

クラスのみんなに
「武蔵野市自治基本条例」について
教えてあげたい!
むーくん

武蔵野市のこともっとよく見てみようと思う!
いろいろな活動にも参加してみたいな!
さっちゃん

あなたも!
これから一緒に、
武蔵野市の未来をつくろう!



中学生や高校生が
参加できる活動があります!

Teens ムサカツ

中学生・高校生
リーダー



様々な市民活動団体を
探すことができます!

武蔵野プレイス
市民活動情報ステーション

ボランティアセンター
武蔵野



もっと自治基本条例について
知りたい方はこちら!

武蔵野市自治基本条例特設ページ

武蔵野市自治基本条例の逐
条解説や詳細な策定経緯を
ご覧いただけます。



武蔵野市自治基本条例周知リーフレット

～武蔵野市自治基本条例を学びに行こう～

つなぐおもい つくるみらい

編集・発行：武蔵野市総合政策部企画調整課

〒180-8777
東京都武蔵野市緑町2-2-28

電 話：0422-60-1801
F A X：0422-51-5638

Designed by Japan International Institute, Inc.

※このリーフレットの登場人物や発言等は、実在する特定の
人物や団体及びその意思等を示したものではありません。